

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

マレーシア

食品表示

| | |
|----------------------------------|---|
| 1. 一般要件..... | 1 |
| 2. 表示の形式と方法（第12条）： | 2 |
| 3. 日付表示（第14条）： | 3 |
| 4. ラベルで禁止されている事項（第18条）： | 3 |
| 5. 食品に添加された特定の栄養素の表示（26条）： | 3 |

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

マレーシアにおける食品の表示は、以下の食品規則 1985 (Food Regulation 1985, P.U. (A) 208/2020) 第 IV 部 表示 LABELLING に規定されている。

食品規則 1985 (Food Regulation 1985, P.U. (A) 208/2020)

第 IV 部 表示 LABELLING

【目次】

- 第 9 条 食品表示に対する一般要件 General requirement for labelling of food
- 第 10 条 使用言語 Language to be used
- 第 11 条 表示の詳細 Particulars in labelling
- 第 12 条 表示の形式及び方法 Form and manner of labelling
- 第 13 条 文字のサイズ及び色 Size and colour of letters
- 第 14 条 日付表示 Date marking
- 第 15 条 成分の特長に関する記述 Statement of strength on ingredient
- 第 16 条 小売施設における包装 Packing on retail premises
- 第 17 条 第 11、14、16 及び 18B 条の適用除外 Exemption from regulations 11, 14, 16 and 18B
- 第 18 条 ラベルにおける表示の禁止事項 Matter forbidden on any label
- 第 18A 条 強調表示 Claims on the label
- 第 18B 条 栄養表示 Nutrition labelling
- 第 18C 条 栄養素含有量強調表示 Nutrient content claim
- 第 18D 条 栄養素比較強調表示 Nutrient comparative claim
- 第 18E 条 栄養機能強調表示 Nutrient function claim

表示要件等に関する食品規制 1985 の抜粋を以下に示す。

1. 一般要件

(1) 使用言語(食品規則 1985 第 10 条):

食品がマレーシアで生産、調理、又は包装されている場合は常に、使用される言語はマレーシア語(バハサ・マレーシア)である。輸入食品の場合、言語はマレーシア語又は英語が良い。どちらの場合でも、ラベルには他言語での翻訳を含めて良い。

(2) 表示の詳細(第 11 条):

- (a) 表示は、食品の適切な名称を含むか、又はその主成分の一般名が含まれる食品の記述を含む必要がある。「適切な名称」とは、特異的な名前又は予想される買い手に食品の真の性質を示す(総称ではない)記述のこと。その表示のレタリングは、ラベルに表示される他の事項と比較して、高さ、視覚的強調、及び位置を非常に目立つようにする。
- (b) 混合又はブレンドされた食品の場合には、内容物が混合又はブレンドされていることを示す言葉を、食品の適切な名称と組み合わせる。たとえば、次の形式:「混合された」(ここに食品の適切な名称を挿入); 又は「ブレンドされた」(食品の適切な名称)を使用して、混合又はブレンドされた食品の適切な名称がこれらの規制で規定された規格に準拠していることを示す。
- (c) 食品に牛肉または豚肉、その派生物、又はラードが含まれている場合は、「(牛肉、豚肉、又はその派生物、ラードのいずれか該当するもの)が含まれています」という形式でその存在を明記するか、又は同じ効果のある別の言葉を含める。

- (d) 6ポイント以上のサンセリフ字体の大文字で太字のレタリングで、「アルコールを含む」という形式、又は同じ効果のある別の言葉で、アルコールの存在を明記する。この表示は、食品の適切な名称のすぐ下に表示する。
- (e) 食品が水、食品添加物、栄養素補足以外の2つ以上の成分で構成されている場合、それらの各成分の適切な名称は重量比率の降順でリストし、(必要な場合)その成分の比率を明記する。
- (f) 食品に食用脂肪、食用油、又はその両方が含まれている場合、その食用脂肪、食用油、又はその両方が食品中に存在することを、その脂肪または油が由来する動物または野菜の一般的な名前と共に、明記する。
- (g) 食品に食品添加物が含まれている場合、その食品添加物の存在を、「許可された(適切な食品添加物の用途名を明記する)を含む」の形式で明記する。着色料または着色料の場合は、化学名の代わりにその食品添加物の一般名または適切な名称を明記すれば十分である。
- (h) 包装の最小正味重量、容量、又は内容物の数を明記する;液体で包装された食品の場合は、食品の最小固形物重量を明記する。
- (i) 輸入された食品の場合、製造者、包装業者、又は製造権所有者、又はそれらの代理者の名前と会社の住所。ラベルにはマレーシアでの輸入業者の名前と会社の住所、及び食品の原産国名も含める必要がある。上記の目的のためには、電信又はコードアドレス又は私書箱番号を記載すること。製造業者、包装業者、輸入業者、販売業者の会社名または商号が、ディスク、キャップ、又は包装をシールするその他のデバイスに表示されるだけでは不十分である。

(3) アレルゲン表示(第11条):

食品に過敏症を引き起こすことが知られている成分が含まれている場合、食品が過敏症を引き起こす可能性があることを明記する必要がある。過敏症を引き起こすことが知られている特定の食品や成分には以下のものが含まれる:

- (a) 小麦、ライ麦、大麦、オート麦などのグルテンを含む穀物。
- (b) 落花生及び大豆を含むナッツ及びナッツ製品;
- (c) 魚及び魚製品;
- (d) 乳及び乳製品(乳糖を含む);そして
- (e) 卵及び卵製品。

2. 表示の形式と方法 (第12条):

- (1) 上記に必要な詳細事項は、ラベルにハッキリと目立つように表示する。
- (2) ラベルに表示されるすべての詳細は、10ポイント以上のレタリングで、包装に表示または添付されているその他の事項と同等に目立たせる。
- (3) 全てのラベルは、包装の素材上に、又は包装にしっかりと、又は恒久的に添付された素材上に、判読可能で耐久性のある形でマークされている必要がある。
- (4) 以下の場合、ラベルは包装内にしっかりと配置できる。
 - (a) 包装が透明な素材でできている; かつ
 - (b) 包装に含まれる食品がそのまま摂取するものではない場合、又はそのまま摂取する食品の場合には、それが、その天然貝殻、殻または内部包装で完全に囲まれていて、ラベルに直接接触しないか接触する可能性が低い場合
- (5) 国際的に受け入れられている度量衡の単位記号を除き、ラベルに表示するために必要なすべての言葉または記載のレタリングは、すべて大文字またはすべて小文字にする;または頭文字が大文字の小文字とする。
- (6) 包装が小さすぎて、ラベルに必要なサイズの文字を使用できない場合、より小さいサイズの文字を、それらがその状況で実行可能な最大サイズであり、2ポイント未満でなければ、使用することができる。
- (7) すべてのレタリングは、背景とハッキリと対照的な色で表示され、明確に判読可能なこと。

3. 日付表示（第14条）：

- (1) 食品の消費期限または賞味期限を示すために、日付を、包装または包装ラベルに恒久的に表示またはエンボス加工する必要がある。
- (2) 包装された食品の「消費期限」とは、食品をラベルに記載の保存条件で保存したとき、消費者が通常期待する品質を保持できなくなる日付である。包装された食品の「賞味期限」とは、食品をラベルに記載の保存条件で保存したとき、暗示的または明示的に主張されている特殊な品質が保持できる日付である。
- (3) 消費者によって正しく解釈可能な、明確で間違いのない日付の表示のみが、日付表示を構成する。ロット識別のためのコード形式での日付の表示は、日付表示を構成しない。
- (4) 販売を意図された包装の場合、日付表示は、以下の規則に従って、ラベル上または包装の他の場所に表示する。
- (5) 「EXPIRY DATE または EXP DATE（ここに日付を、日、月、年または月と年で表示）」；「USE BY（ここに日付を、日、月、年または月と年で表示）」；または「CONSUME BY または CONS BY（ここに日付を、日、月、年または月と年で表示）」。賞味期限の日付は、「BEST BEFORE または BEST BEF（ここに日付を、日、月、年または月と年で表示）」。
- (6) 食品の日付表示の有効性がその保存に依存している場合、食品の保存方法をラベルに記載する必要がある。
- (7) 誰も、その食品の包装に日付表示がない限り、食品規制 1985 の第 5 附則で指定された食品の調製、販売のための広告、または販売をしてはならない。
- (8) 日付表示は、6-ポイント以上のサンセリフ字体の大文字の太字でレタリングすることが、この規則で要求されている。

4. ラベルで禁止されている事項（第18条）：

- (1) 食品の包装に表示または添付されている記述は、ラベルの内容と矛盾したり、それを限定したり、または変更したりする（直接的または暗示的な）いかなる記載も含まないこと。
- (2) 格付け、品質、優位性を示す単語、または類似した意味を持つその他の単語は、その品質格付けの説明が、その格付けを担当する関係当局によって確立されたそれらに適合しない限り、食品の包装のラベルに使用しないこと。そのような言葉がラベルに現れる場合には、それは食品がその品質格付けに関して関係当局によって確立された要件に準拠していると推定される。
- (3) 食品がこれらの規則で規定されている強度、純度または品質であり、かつそのような食品の加工に不可欠なものを除いて他の添加物を含まないのでない限り、食品を記述するラベルには「純粋」という言葉（または同じ意義をもつ他の言葉）を含めないこと。
- (4) 許容されるラベル上の強調表示(claim)には以下のものが含まれる：
 - (a) 食品中の特定の物質の欠如または非添加を強調する表示。強調表示は誤解を招かないようにし、当該の物質はこれらの規則によって特に要求されるものではないこと。
 - (b) 食品への 1 つ以上の栄養素の欠如または非添加を強調する表示は、栄養強調表示と見なされ、栄養表示に関する規制がそれらの強調表示に適用される。

5. 食品に添加された特定の栄養素の表示（26条）：

- (1) この規則において「添加栄養素」とは、ミネラル、ビタミン、アミノ酸、脂肪酸、ヌクレオチドその他の食品成分であって、単独で又は組み合わせて食品に添加した場合に、その食品の栄養価を向上させるものを含む（別表12の表1）。

- エピガロカテキンガレート(EGCG)を含む食品のパッケージのラベルには、

"NOT RECOMMENDED FOR PREGNANT AND LACTATING MOTHER "

という文言を記載しなければならない。

- アミノ酸若しくは脂肪酸又はその両方が添加されている食品の包装のラベルには、その食品がアミノ酸若しくは脂肪酸又はその両方で濃縮されているか又は補完されている旨の表示をすることができ、そのような表示がされている場合には、次の形式又は類似の意味を持つ他の語句で表示しなければならない。

"この食品は、(アミノ酸、脂肪酸又はその両方)の(ミリグラム単位の量)を含む食品です。

- 乳児用粉乳、フォローアップ粉乳及び小児用粉ミルク以外のビタミンKを含有する食品の包装の表示には、

「ビタミンKを含有していますので、ワルファリンを服用されている方は、本製品を摂取する前に医学的な助言を受けてください。

- 本規則の目的上、「プロバイオティック培養物」とは、適切な数を投与した場合に宿主に健康上の利益を与える生きた微生物を意味し、プロバイオティクス培養物が添加された食品のパッケージの表示には、次の事項を記載しなければならない。

(a) **「CONTAINS (CONTAINS (量の表示) OF PROBIOTIC CULTURES)」と記載**

(b) **プロバイオティクス培養物の属、種及び系統。**

(c) **開封前及び開封後の保存の方法**

上記の場合、プロバイオティクス培養物の増殖及び維持に使用される媒体が動物由来のものである場合には、当該食品のラベルには、当該動物の普通名称を：

「MEDIA USED FOR PROPAGATION OF PROBIOTIC CULTURES DERIVED FROM (当該動物の一般名称)」

の文言を用いて記載しなければならない。

- プロバイオティック培養物が添加された食品のパッケージの表示には、

「Probiotic cultures help in improve intestinal or gut function」

又はこれに類する語句を記載することができる。